

徳島県告示第三百九十八号

鳴門市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	鳴門市撫養町大桑島及び鳴門市撫養町黒崎	令和二年五月十二日から 令和二年十二月二十五日まで